

支給認定に関する Q&A

Q1：認定証とはどのようなものですか？

A1：保育所や認定こども園を利用する際に必要な証明書です。保護者からの申請により、島原市が交付します。認定証には、氏名、住所、認定区分等が記載されています。

Q2：両親が働いているので2号認定の申請ができますが、幼稚園への入園を希望するので1号認定を申請してもいいですか？

A2：2号認定を受けられる方でも1号認定を申請することはできます。この場合は、園を通じて、1号認定の申請を行ってください。

Q3：2号・3号の申請において、保育標準時間の認定をとれる場合でも、保育短時間認定を受けることはできますか？

A3：保護者の希望により保育標準時間の認定を受けられる子どもが、保育短時間認定を受けることは可能です。短時間認定を受け、8時間の保育時間を超えた際には、利用者負担とは別に料金（延長保育料）が発生することにご留意ください。

Q4：認定こども園の利用を希望していますが、1号認定と2号認定の違いがよくわかりません。それぞれどのような違いがありますか？

A4：①1号認定（利用日・時間：平日 1日おおよそ4時間、給食費等別途必要）
②2号認定（利用日・時間：平日・土曜日 1日最大11時間（標準）、保育料に給食費込）
また、2号認定の場合、夏休み等の長期休園期間も預けることができます。
支給認定により、利用時間等が異なり、月々の保育料も異なります。

Q5：2号・3号認定を受けて、保育所等を利用していますが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はどうなりますか？

A5：保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保育認定の有効期間をその時点までとするため、速やかに市こども課まで届けてください。2号認定で認定こども園を利用の場合は、1号認定に変更し、継続して施設を利用することもできます。
また、2号・3号認定での利用の方は、認定事由に該当していることの確認のため、年1回現況届の提出をお願いします。（時期は12月頃）

Q6：求職活動中であることを理由として、保育所等を利用する場合、その認定期間はどのようになりますか？

A6：保育の必要性の認定期間については、雇用保険の失業給付日数の支給日数が90日となっていることを踏まえ、90日を基本的な期間として設定されています。また、90日の期間の内に就労が決まった場合は、支給認定期間及び保育所等の利用期間を変更することができます。

Q7：育児休業期間中でも保育所等の利用はできますか？

A7：育児休業取得時に既に保育所等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要である場合は利用することができます。利用できる期間は、出生児の満1歳到達日の月末までです。この場合は、「就労（内定）証明書」（※育児休業期間を必ず記載）の提出が必要です。

Q8：妊娠・出産を理由に保育所等を利用する場合、産前・産後の期間について、いつから利用申請することができ、どのくらいの期間利用することができますか？

A8：産前・産後の場合は原則、前後8週の利用が可能です。ただし、母親の心身の状況を踏まえ、妊娠中に保育の必要性があると判断されれば（診断書等の提出が必要です）、予定日の8週より前であっても認定をすることができます。また、産後については、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日と定められています。